

第20回大阪市路上喫煙対策委員会会議録

1 日 時 平成25年6月3日（月）午前10時～午前10時45分

2 場 所 大阪市役所屋上階 P1会議室

3 出席者

○ 委 員 （敬称略）

委員長 鬼追 明夫

委員長代理 大久保 規子

委員 上島 佳之

〃 田中 晃代

〃 吉田 豊

〃 吉村 八重子

○ 大 阪 市

金箱環境局事業部事業管理課長

城戸環境局事業部事業改革担当課長代理

4 会議録

（事務局：事業管理課担当係長）

それでは、定刻が参りましたので、ただ今から第20回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部事業管理課担当係長の平田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

冒頭、いわゆるエコスタイルについて、委員、並びに傍聴の皆様にご案内させてい

たきます。大阪市におきましては、5月1日から10月31日に開催いたします会議は、エコスタイル、具体的にはノーネクタイ・ノー上着を実施しております。御理解と御協力をお願いいたします。

本日の出席状況の御報告でございますが、本日、御欠席の連絡をいただいておりますのは、佐竹委員でございます。

本委員会の開催は、「大阪市路上喫煙対策委員会規則」第3条第2項により、委員の半数以上の出席がなければ開催ができませんが、本日は委員7名のうち6名の出席をいただいておりますので、本委員会が有効に成立していることを御報告申しあげます。

また、本日の傍聴者は3名です。

次に、議事等に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、議事に入らせていただきます。鬼追委員長よろしく申し上げます。

(鬼追委員長)

皆さん、どうもおはようございます。

それでは、ただ今から審議に入りたいと存じます。皆様の御協力を得まして、円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますので、どうか一つよろしくお願い申し上げます。

なお、傍聴の方に申しあげますが、本日は公開で行われておりますが、受付で配付されました傍聴要領を遵守していただきますようよろしくお願い申し上げます。本日は、マスコミ等は入っておりません。

それでは、議事に入らせていただきます。

昨年の12月から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方」について審議してまいりましたけれども、今回はその結果、答申について審議をお願いいたします。まず、事務

局から答申案、この前の審議を踏まえまして事務局の方でまとめていただいた答申案が示されておりますので、その案を元にして審議をお願いいたしたいと存じます。

それでは事務局から御説明をお願いいたします。

(金箱事業管理課長)

事務局を務めさせていただいております、大阪市環境局事業管理課長の金箱でございます。

それでは、私の方から御説明させていただきます。

お手元の資料を、まず御覧いただきたいと思います。

1 ページでございますが、「(案) 路上喫煙禁止地区にかかる考え方について(答申)」、これを御覧いただきたいと思います。

1 ページめくっていただきまして、2 ページでございますが、「はじめに」というところがございます。ここにつきましては、先ほど委員長から御説明がありましたように、昨年12月の諮問から今回の答申に至る経過につきまして報告しております。まず、読み上げさせていただきます。

(「はじめに」2 ページ1 行目～17 行目の読み上げ)

以上が、「はじめに」でございます。

次に「1 新たな禁止地区の指定について」といたしまして、新たな禁止地区指定にかかる考え方を示しております。前回の答申におきましては、平成19年度でございますが、具体的に「御堂筋」と区域を答申いただきました。今回は、先に御説明がありましたように、「禁止地区にかかる考え方」につきまして、諮問をいただき、この間御審議いただいてまいりました。大阪市の大都市制度の推進への取り組みといった点も踏まえ、禁止地区を指定していく考え方を示しております。これも読み上げさせていただきます。

(「1 新たな禁止地区の指定について」2 ページ18 行目～

3 ページ 20 行目の読み上げ)

以上が、「1 新たな禁止地区の指定について」の考え方でございます。

次に「2 留意点等について」でございますが、先ほど1の中にも触れられておりますように、「過料徴収など罰則を伴う規制は喫煙する自由を一定制限することとなる。」ということからも、喫煙所を設ける必要があるという観点から(1)では、喫煙所の必要性や条件について、(2)では、これも、審議の過程で御意見いただいておりました、費用対効果、まちの美化、放置自転車対策など他の活動との連携など、啓発活動や過料徴収事務の取り組み方や必要性などについて、(3)におきましては、これまで禁止地区とマナー向上エリアの重複というのは事実上なかったのですが、今後はそういったことも十分に考えられることから、その重複等につきましての考え方について、記載をいたしております。

それでは、これも読み上げさせていただきます。

(「2 留意点等について」3 ページ 21 行目～4 ページ最後行)

以上が、「2 留意点等について」でございます。

このように、この前の諮問をいただいてから、いろいろ御審議をいただいた中で、今回、答申案という形でまとめたものを、以上読み上げさせていただきました。委員長、それから委員の皆様よろしく御審議をお願いいたします。

(鬼追委員長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただ今、読み上げていただきました答申案につきまして、皆様方からの御質問、または御意見ももちろん結構でございますので、どうぞ御発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

(吉村委員)

今日までいろいろと御検討させていただきました。それが、この答申案の中にいろいろと盛り込まれていると思います。

2 ページのところの一番下にございます新たな禁止地区の指定についてのところ、24区中14区が希望又は検討することとされたということでございますけれども、これからではございますが、後の区も、やはりこういうことの御検討をされていかれるということが、私、大変大事なことだと思えます。希望された区は、これで終わったみたいに思われて、希望しない区はそれでいいみたいに思われるということは、決してないように、これからもずっとこのように検討を続けてやっていただけたらと思えますし、禁止地区の取り組みは効果が出てきているということでございますし、御堂筋の過料徴収も、取られる人は自分たちがマナーを守っていたら、お金払わなくてもええんやというような気持ちになるということも聞いておりますので、大いにこれは普及していったらいいなと思えます。

市内全域でもたくさんの団体がマナー向上エリアを希望されて活動しておりますけれども、マナーエリアでも無関心な人が多い所もあるということは私も聞いておりますので、その点委員長、また御検討よろしくお願ひいたします。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

ただいまの御発言につきまして、事務当局のほうから何か御説明するようなことはございせんか。

(金箱事業管理課長)

ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、今回の答申につきましてもこれで終わりということではなしに、今後、いろいろと区の意見を調整して、それぞれいろいろな考え方があると思えますので、そういうことを含めまして、マナー・モラルの向上ということを図って、

市民の皆様に快適な大阪市を目指すということでやってまいりたいと思いますので、これで終わりということではなしに、今後いろいろな点を考えて取り組んでまいりたいと思います。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

この委員会は、いつまで存続するんですか。委員会としてはずっと存続するんですか。

(金箱事業管理課長)

対策委員会といたしましては特に、言い方失礼ですけども、廃止とかそういうことは考えてございません。

(鬼追委員長)

そうですか。そうしましたら、実施状況と言いましょか、全体の路上喫煙の状況と言いますかね、あるいはそれにまつわるいろんな、例えば、喫煙施設の利用状況でありますとか、どうかというようなことについては、ある程度この委員会に、委員の皆さん方に書面でも結構ですから、わざわざ委員会まで開いていただくということではなくとも、御報告をいただくというようなことはいかがでしょうか。

(金箱事業管理課長)

時期とかそういう問題はございますけども、逐次というか、節目節目で御報告させていただくような形を考えていきたいと思います。

(鬼追委員長)

節目節目で結構かと思います。何も音沙汰もありませんと、人間ってやっぱり忘れてしまいますから、何か、節目節目にそういう御案内をいただく、特に報告することありませんわという報告であっても、それなりに意義があるように思いますので、この点一つ御検討の上、よろしくお願ひしたいと思います。

(吉田委員)

委員長、関連しまして。

(鬼迫委員長)

どうぞ。

(吉田委員)

この「路上喫煙の防止に関する条例」を見ますと、「具体的な禁止地区を指定しようとするときは、あらかじめこの委員会の意見を聞くものとする」という条文がございまして、今回のこの答申は、あくまでも禁止地区に関してその考え方の答申ですから、これはこれでいいかと思うんですが、今後、この考え方のもとに具体的に更に禁止地区を拡大されようとした場合は、この委員会は開かれるのか、あるいは区長とともに区と意見を踏まえながら、総合的に判断するというところで、行政の方で御判断されるのか、そこの方針についてお聞きしたいのですけども。

(金箱事業管理課長)

考え方としまして、基本的な考え方は、今回こういった形で一定の大阪市の路上喫煙禁止地区の考え方を示していただきましたので、これに則って区との調整の結果、行政の方で禁止地区の指定については進めてまいりたいと、従いましてその都度その都度、対策委員会の委員の皆様方にお諮りするという形の取り組み方を、そういうような形をとっていくのは今のところ考えておりません。できるだけ、区と地元、そういう意見で今回の考え方に基づいて、禁止地区の指定についてやっていきたいというのが、今のところの考え方でございます。

(城戸事業改革担当課長代理)

若干、補足させていただきますが、行政が一方的に決めるというばかりではなくて、区の方からも御意見等頂戴しましたけれども、本市においては、区の方が今後の大都市制度という大きな取り組みを進めている中にございまして、区長も公募で選ばれておりますけども、各区におきまして、あるいは大阪市においても勝手に何でもという訳ではございません。告示行為等が当然ございますけれども、区におかれても区の

中での議論とか、区民が参加する区政会議等の中で御議論いただきながら、地元とも十分お話しして進められていくということについては、改めて御報告をさせていただきたいと思いますので、この委員会としては、大きな流れの方向性をいただくということで御理解賜りたいと思います。

(吉田委員)

今の御答弁ですと、この条例の第5条の第3項はどういうふうに解釈されるんでしょうか。あくまでも禁止地区を指定しようとするときはこの委員会の意見を聞くと。考え方はもちろん出しましたよ、考え方だけ出しているんだけど、具体の地区を指定するときに委員会の意見を聞くという条例は、これについて今の解釈ですと、抵触しないんですか。

(金箱事業管理課長)

その都度その都度、毎回委員会にお諮りするという形をとるのはいかがかなと思ってますので、決して委員御指摘のように、私どもの方で一方的に対策委員会を無視してやるという考えじゃなく、今回示していただいた方針の下での方向性で、区からの希望に対しての禁止地区の指定につきましては、委員会にお諮りするという形のそういうことを省いてもいけるんじゃないかなと。

ただ、いろんなことが生じると思います。禁止地区の指定について、今回の意見以外にも、区としてはそうじゃなしに、こういう所も指定してくれと、そういった場合に、今まで御意見をいただいてない所の話で指定しようという場合は、先ほど委員がおっしゃっていただいた点を踏まえまして、もう一遍委員会に諮るということは必要であると思っています。

ただ、今回の答申にあります駅周辺とか、通行者が多い、そういったことで、そういった点を重視して、禁止地区を考えてもらう、そういうことを調整の上で十分やってもらいたいという考え方で指定する場合は、こういう形で御説明しなくてもいいであろうというところにつきましては、言葉は失礼ですけども、わざわざこういう形で

お忙しい中集まっていたただかなくても、指定に向けて進んでいけるんじゃないかなと
考えております。ただし、それ以外のケース、いろんなケースが出た場合には委員会
でまた御審議いただくような形になるのかなというのが、先ほど言葉足らずですが
も、今の考え方でございます。

(鬼追委員長)

先ほど来の御質問は、具体的な条例の定め方、それに多少引っかかりませんか、
こういう御指摘ですよ。ですから、利点があるかないか、手間かどうかということ
は別として、元々の条例で、指定する時は委員会の意見を聞くこととなっている。
この答申は要するに抽象的・総論的な意見をお聞きになっているのであって、
具体的にA区B区についてそういった指定をするという各論的なことについての意見
ではない。ただ、条例は総論も各論もひっくるめて意見を聞くところになっているもの
ですから、そここのところの区別をどうされるのかということですね。

(吉村委員)

ちょっと関連して。

私、最初に発言しました、意識調査で答えた24区の中に、禁止地区を指定しない、
希望しない区があるということがこの委員会で示されてたんですけども、公園とか
私有地とか、答申以外のいろんな所があるにしても、それを一回一回検討してきた
我々に対して、やはり今後、禁止地区ができることの報告をしてくださいという意味
で言うたんです。

ただ、同じ意味で、条例と一緒になんですけども、この委員会はいらないと、行政の
方でしますと言うんじゃないしに、やはり年度に何回かこういうことが決まりましたと
かいうことの御通知が皆さんにあるのは当然違うかということ、私初めに申しあげ
たんですが、この後、24区が全部きちっとできているんだったらもうこれで別に何
もないんですよ。でも、残りの14区はしてない、できてないということが、私はこ
れから問題が大きくなってくると違うかなと思って言うたんです。

(鬼追委員長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(上島委員)

いわゆる第5条第3項では何遍も吉田委員からおっしゃってますけども、「あらかじめ大阪市路上喫煙対策委員会の意見を聞く」となっているということですね。ということは、決定するまでに、指定するまでに、まずこの委員会に諮っていただかないとだめですか。それともだめじゃないんですか。それはいいとか悪いとかは別なんですよ。こういう文言があるから、やはりこれが先に委員長もおっしゃったように、ここが一番大事じゃないんですか、決まってから事後報告やなしに、決めるときにこういうことですよ、こういうことしようと、指定しようと思ってるんですわというような順序が正しいんじゃないですか。

以上です。

(鬼追委員長)

どうぞ。

(大久保委員長代理)

各委員御指摘のとおりかと思えますけれども、この条文の規定を読みまして、やはり個別の指定にあたりまして、今回の示した考え方に沿った形になっているか、例えば、必要性でありますとか、それから範囲の明確性でありますとか、そういうことについて個別に意見を聴取するという趣旨かと思われまますので、これは個別的に審議が、意見聴取が必要であるという原則が妥当であると考えられます。

ただ、場合によりまして、こういう場合に、例えば、一定規模以下のものについて基準が明確に定まっているものについては一括同意をすとか、そういう形であらかじめ定められているものであれば、省略するということも可能だと思えますけれども、そのような議決等が本委員会でない限りは、個別の審議が必要であるというのが素直

な解釈ではないかというふうに思われます。

(鬼追委員長)

と、いう意見が多いのですが、いかがですか。

(金箱事業管理課長)

今の御意見についてのお考えは、当然、私ども分かるんですけども、今回いただいた意見の方針の下に決めるという形で決めた時に、告示までの間に委員の方々に全く御連絡しないということじゃなしに、私ども区と調整した上で、ここの所を指定しようという中で、告示行為に入るまでに、どういった形をとるかは別としまして、委員の皆様には今回の考え方に基づいてこの区域ということでのお示しをするような形で、考えていけるのではないかという点はいかがでしょう。こういう会議じゃなしにです。

それから、以前もここで委員の意見を聞くというか、既に考え方としては今回の答申で駅周辺とか、通行者が多い所とか、そういった形のもので指定を区と調整して考えていただいたら結構かという御意見をまずいただいたと。個別具体的に例えば、区から意見をもらって、そこで調整した結果、例えば、A区をどこそこということで指定しようという中で、その中で意見を聞くという形につきまして、こういった方向に基づいてここを指定しようということについて、形、スタイルはいろいろな形で諮らせてもらうという形をとれば、非常にありがたいなと思っておるんですけども。

(鬼追委員長)

要は、条例の文言上から、具体的に指定するときには委員会の意見を聞きたいなことになっているものですから、皆さん申しあげておられているんです。何も本委員会の意見からいかんぞというような、何て言うのかな、そういうこの委員会がというようなことも実はなくて、条例の規則を素直に読めば、事前に意見を聞いた上で指定するということになるので、今回のこの委員会はいくまでも総論的な意見ですから、各論的意見じゃありませんから。ただ、規則の立て方そのものは総論も各論も何も区

別してませんから、総論の方なんか特に意識してないので、各論的に意見を聞いてくださいやとこう書いてあるもんですから、皆さんそういう御発言があるので、そのところはもう一度御検討になったらいかがですか。

(金箱事業管理課長)

今の委員長の意見をもとに、今後告示する案件が当然出てくる、そのために今回、答申をいただきましたので、諮問に対する答申ですね。だから、次回、当然告示する前に何らかの形で、御意見賜ると、こういう形でここについては禁止地区に指定しますよということについて、ちょっと形はいろいろあると思いますけども、お諮りするという方向で手続きを進めてまいるということによろしいでしょうか。

(鬼追委員長)

と、申されておりますが、皆さんいかがでしょうか。

どうぞ。

(大久保委員長代理)

すみません、しつこいようなんですけども、第5条は2項で、例えば、指定が時間を限って行うことができるとか、幾つかさまざまな条件を設定することが可能ということになっていて、そして、そのような指定を行う時にはあらかじめ委員会の意見を聞くものとするということですから、やはりどう読んでも具体的な、先ほどから委員長がおっしゃっているように、具体的に当てはめに諮って意見聴取しろということですので、それをもし正式な形でしないで指定をしたということになりますと、条例違反、手続瑕疵に必ず当たると思いますので、この点は十分御留意いただきたいと思います。

(鬼追委員長)

ということになると、その都度委員会は開かれるべきだということになるんですよ。皆さん方も忙しいのに、何も出てきたいと思ってらっしゃるわけではないと思うんですが、条例を読めば、規則を読めば、そのようにしか読めないんですよ。ですから、

そこの所が何でしたら規則変えたらいいんですわ。御賛成があれば。それをいちいち当てはめなくてもいいじゃないかというね、皆さん方そういうお考えで、基本的な考えを示してあるんだから、後は市の事務当局は御信頼申しあげて、しようというのであれば、それはそのようにすればよろしいかと思えます。

(金箱事業管理課長)

分かりました。そこの所、押さえというか、十分な確認のもとにやっておりますので、一旦そこの所はきっちり考えてもう一度御相談というか、お諮りさせていただきたいと思えます。

(鬼追委員長)

今日の所は結論をお出しにならないんですね。検討しようということではいかがですか。よろしゅうございますか、皆さん。

(「はい」の声あり)

(鬼追委員長)

はい。じゃあこの問題はそういうことにいたします。

ほかに御質問、御意見等、ございますでしょうか。

どうぞ。

(田中委員)

すみません。4ページのところの下から3行目ですけれども、禁止区域の指定に伴いということで、「たばこ市民マナー向上エリア」等重複するということになってもということが書かれているんですけれども、実際にもし重複することになった場合、やはり活動団体の自主的な活動を制限する訳ではないですけれども、モチベーションが下がる、そういう不安が考えられるのですけれども、具体的にこれに関してはどういう対策を考えてらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたいなと思っています。

(金箱事業管理課長)

活動団体の動きに対してモチベーションを下げるというそういう考えは当然ないと

どうか、逆に申しますと、この会議の中でも過去からいろいろ委員さんの皆さんからお話に出ているように、人をたくさん、指導員とか入れてやったら当然費用が上がる。費用が上がってそういう意味で、例えば、過料徴収とかそういうことになるかという、なかなかそうはならないとなると、この禁止地区を拡大していても、例えば、路上喫煙の巡回指導員を増やすという訳にはなかなかいきません。そうすると、逆に今、御堂筋で重点的にやっている所が、やっぱりそのノウハウを持った指導員を新たなところに配置したい。となると活動の、言葉は失礼ですけども、密度はどうしても拡大すればするほど禁止地区に対する重点的な取り組みというのが薄くなってしまふと。そうすると、ここでいうマナー向上エリア制度で取り組んでいる皆さん方のお力を借りないと、なかなか、元々の条例の趣旨に伴うマナーとかモラルの向上につながらないんじゃないかということで、逆に言うと、一番最後の相乗効果を期待し、という所にちょっと私ども考え方としては考えを置いて、あえてそういう形で制限するというのを協議してますけども、一緒のところの禁止地区とマナーエリアを両方両立させて行きたいなという考え方でこれを書かせていただいたんです。

だから、今取り組んでいる団体さんのモチベーションが下がらない方向を何か考えないといけないという御指摘のもとに今具体の案を持っているかという、そこまでは考えてないのですが、逆に言うと、そこを禁止地区に指定しました。指定しましたので、指導員がもっとこう行けたらいいんですけど、なかなかやっぱりそこまで物理的な問題、手が回らないので、団体の皆さんにも、より一層御協力をお願いできませんかというようなことを協力というか協働というか、お願いするのも一つかなと思ってますので、そういうことでここにちょっと書かせていただいていると、中身を理解していただきたいというのが今の議論の所です。

御指摘の点は、当然、団体さんに対して、今活動している所に禁止地区ができた以上は、もっと頑張れやということについてどういうことを提案できるのか、検討すべき課題であるというのは、今、御指摘をいただきましたとおり認識していかないとい

けないと思っています。

ちょっと雑駁になりましたけども、以上です。

(鬼追委員長)

実際やってみないと分からないんですけどね、指定した場合にそういった向上への活動をむしろ助長する方向でやりやすくする。自主的な活動をね。というように捉えられるべきじゃないのかなという気がするんですけどね。

元来、市民自らの手でこういった問題については推進していくべきだと思うんですけどね、市がどうだこうだと、条例とか規則などをつくってやっていくのは、それは僕は好ましいことではないと思うんですよ。本来は各地域地域が、地域の美化とか清掃とかそういうことに大変積極的に推進していかれるというのが非常に好ましいことであって、だからむしろそれをどこかで後押ししてあげるというのか、そういう考え方をとられた方がいいんじゃないのかなという気がするんですけどね。

(金箱事業管理課長)

ありがとうございます。

それについても、今、具体の取り組みの中身はまだちょっと考えておりませんので、それについても今後課題として、いろいろ地元とのやりとりの中で築き上げていきたいと思っておりますので、ありがとうございます。

(鬼追委員長)

他に皆様方の御意見頂戴したいのですが、いかがでしょうか。

(吉村委員)

これに関連しますけども、昨日5月30日、ごみゼロの日で大阪市全市を女性団体が清掃しました。ごみゼロの日で5月30日。それで、環境局の方も御一緒に市役所前と難波と、それから阿倍野の3カ所で、掃除したんです。2時間位かかって、掃除しましたが、難波のバス停の近くに喫煙所つくっていただいて、もう何年もなりませんが、あそこではたくさんの方がたばこ吸ってます。でも、吸うてなざる所は分か

るんですけど、やっぱりごみを収集したら全体にたばこの吸い殻が多いです。それをやはり、どこでどうして集めるにしても、集めたごみの中には、やっぱりたばこの吸い殻多いねって皆が言い合ったんで、環境局の方も大勢一緒にしたんですけど、そやねえ言うてはりました。

結局、自分たち個々の自覚をもっと促さないと、各区ではこういうことを検討して、勉強してないですよ。私ら女性会ではしてますよ。でも、自分たちは全然たばこは吸わないし、今、市役所内もたばこを吸わない、区役所内もたばこを吸わないっていうことになっているから、気分的には全体には楽ですけど、掃除したらやはりたばこの吸い殻が多いということだけちょっと今日は言うわねって言うて来たんです。

(鬼追委員長)

まだまだこれから、市のほうでも頑張っていけないかということだと思いますよ。

(金箱事業管理課長)

重々分かった上で、今後とも取り組んでまいります。

(鬼追委員長)

いろいろ御意見を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

どちらにいたしましても、この答申案につきましては基本的には皆さん方御賛成いただけるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。基本的に御賛成いただいて、今の御意見なども踏まえて、修文をしたり多少表現を工夫したりという必要があらうかと思いますが、その点については委員長にお任せいただけますか。

(「はい」の声あり)

(鬼追委員長)

事務局とよく意見のすり合わせをいたしまして、委員長の方で今の御意見を踏まえて修正すべきところは修正させていただくと、こういうことにしたいと思いますので、よろしく願い申しあげます。

(金箱事業管理課長)

ありがとうございます。

(鬼追委員長)

他に御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか、皆さんよろしいでしょうか。

それでは長時間どうも御苦勞様でございました。この会議をもちまして、この当委員会としては一応の仕事は一段落終えたような気がいたします。長い間私も委員長を務めさせていただきました。皆さん方の御協力を得まして、市の負託に応えられたかどうかは必ずしも自信がございませんが、何とか大過なく任務を果たせたように思いました。大変ありがとうございます。また、市の方々にもいろいろと御尽力いただきましてありがとうございます。

では、以上をもちまして閉会とさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

(鬼追委員長)

では、これをもって閉会させていただきます。御苦勞様でございました。

(金箱事業管理課長)

どうもありがとうございます。

ただ今いただいた、いろいろな御意見をもとに、この答申は総論的な形をまとめまして、今後、それについての具体の行政としての仕事の進め方、それにつきましてはまたきちんと整理した上で考えてまいりたいと思います。

以上をもちまして、先ほど委員長から閉会という御挨拶でしたけども、本当に鬼追委員長を初め、委員の皆様方、この間いろいろと本当にありがとうございます。委員の任期は2年ということで、今月をもちまして一応任期が終了ということで、長い間いろいろと本当にお忙しい中、御審議賜りましてありがとうございます。この場をお借りしまして、御礼を申しあげたいと思います。今後とも、いろいろと私ども今日

いただいた意見に基づきまして課題がたくさんございますので、路上喫煙対策につきましても、今後もいろいろとお力添えをいただかないと前に進んでいけないと思いますので、今後ともどうぞ御尽力、御協力の方よろしくお願ひしたいと思ひます。本当にどうもありがとうございました。

(事務局：事業管理課担当係長)

それでは、これで閉会いたします。

本日は、鬼追委員長をはじめ、委員の皆様方、どうもありがとうございました。